

国指定重要文化財（昭48.6.6）

田名家文書 (附麻姓田名家家譜)

3巻 1冊

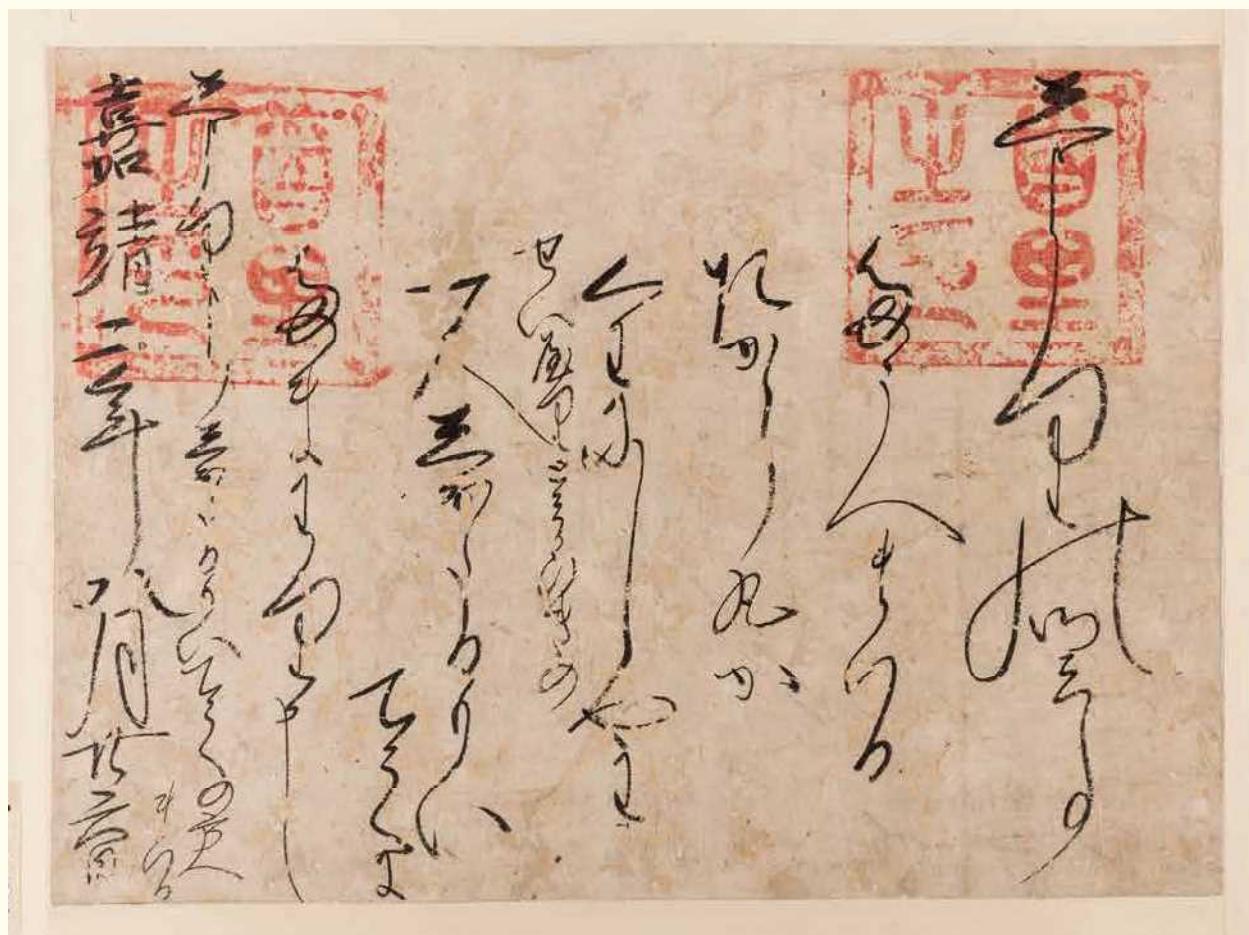


かな文字から漢字へ 古文書から見えてくる歴史の移り変わり



今から500年以上も前の文書が残っているんだね。きっと大事に保管していたんだろうね。

社会科で勉強した儀間真常も田名家の人なんだ。沖縄戦などでも、子孫の方々が大事に守り続けていたんだよ。



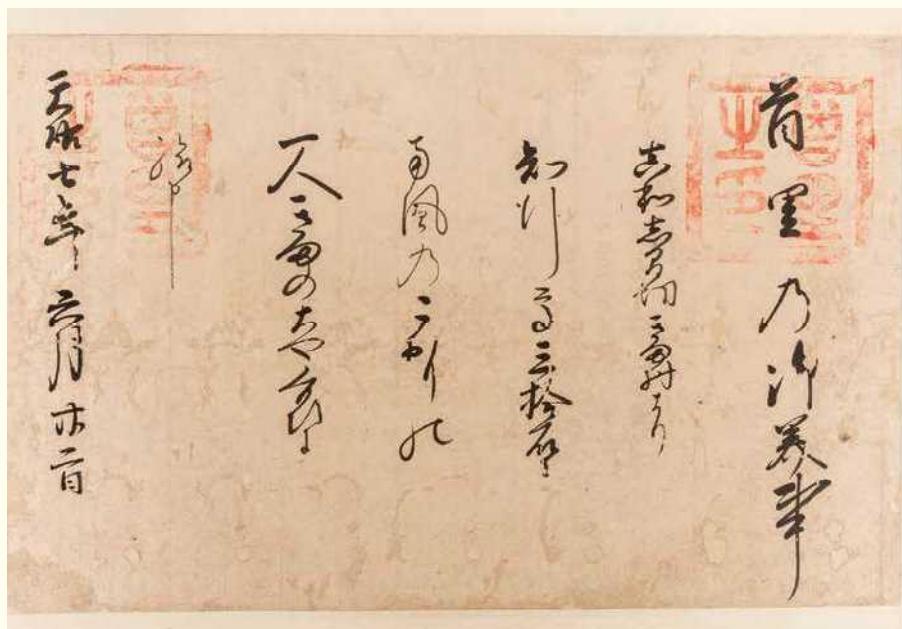
田名家の辞令書(平仮名を主とした文)

嘉靖
一年八月廿六日

まいる
てこくに
一人しめたるもの
くわにしやわ
たからぬか
たうへまいる
しよりの御三事

たまわり中候

しよりよりしめたるものへ



■田名家の辞令書(漢字を主とする仮名混じり文)



■田名家の辞令書(漢文)

麻氏宗家の田名家に伝わる文書類のうち、首里王府から田名家へ代々交付された辞令書32通と、家譜が指定されています。全3巻から成っており、辞令書は現存する沖縄の古文書の中でも最も古く、1523～1850(嘉靖2～道光30)年のものが残されています。

田名家の辞令書は、時期に応じて3つの形式が見られます。第1は、薩摩侵攻以前の第1号～第11号の文書で、ほとんどが平仮名を主とし躍動的な書体で書かれています。第2は、

薩摩による琉球侵攻後の移行期にあたる第12号～第16号の文書で、漢字を主とする仮名字混じり文です。第3は、羽地朝秀の政策によって辞令書の発給対象が限定された時期以後の第17号～第32号の文書で、漢文表記となっています。

田名家文書は、300年間にわたる辞令書の形式の変遷から王府の官位官職、知行制度、人名、地名、海外交通などの移り変わりを知ることのできる重要な資料です。

首里の御美事

真和志間切きま村より

知行高一拾石ハ

南風のこおりの

一人きまの大やくもいに

天啓七年六月二十一日

給申候

首里之御詔

真和志間切

儀間里主所者

儀間筑登之親雲上給之

康熙十年辛亥正月十七日

檜拾檜拾
十之三

国指定重要文化財(令和元.7.23)

琉球国時代 石碑

25基

この石碑には
どんなことが
書かれて
いるのかな?

中国(明)との交流や龍潭を掘ったこと、
まわりに木や花を植えたことなどが書かれて
いるんだ。龍潭ができた年や、当時の
琉球にこんなに大きな工事ができたという
こともわかるね。また、龍潭の周囲は琉球
の人たちが楽しめる場所、今でいうと公園
が造られていたこともわかるんだよ。



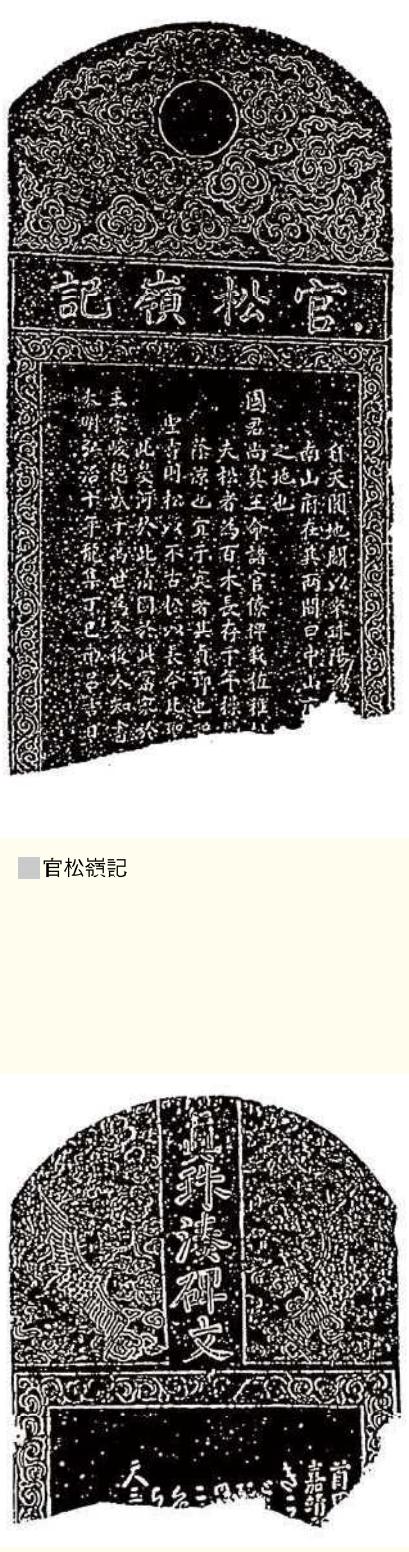
石に刻まれた琉球の歴史



■①安国寺樹花木記碑
(写真提供:①沖縄県立博物館・美術館)



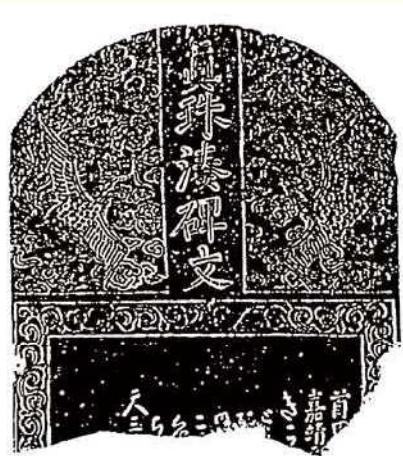
■圓覺禪寺記



■官松嶺記



■國王頌德碑

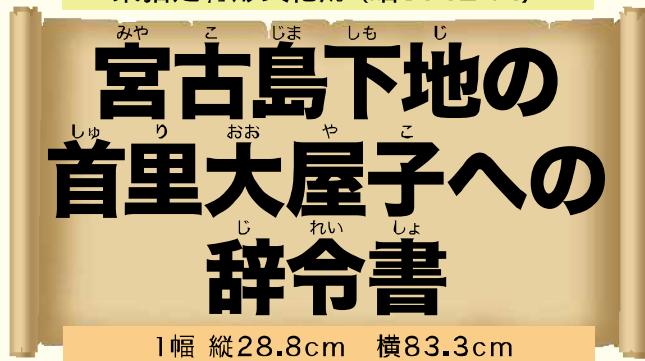


■真珠湊碑

琉球国時代石碑25基の中で最も古いのは、1427(宣徳2)年に作られた「安国山樹花木記碑」です。その他の本資料には、島津氏が琉球に侵攻する1609(慶長14)年以前の石碑が7基含まれ、古文書などの歴史資料が少ない時期の琉球を知る上で大変貴重な文字

史料となっています。

琉球国時代に多くの石碑が建立されました
が、ほとんどが沖縄戦で傷つき、建てられた場所を離れて、沖縄県立博物館・美術館や沖縄県立埋蔵文化財センターなどの施設で保管され、一部は展示されています。



1幅 縦28.8cm 横83.3cm

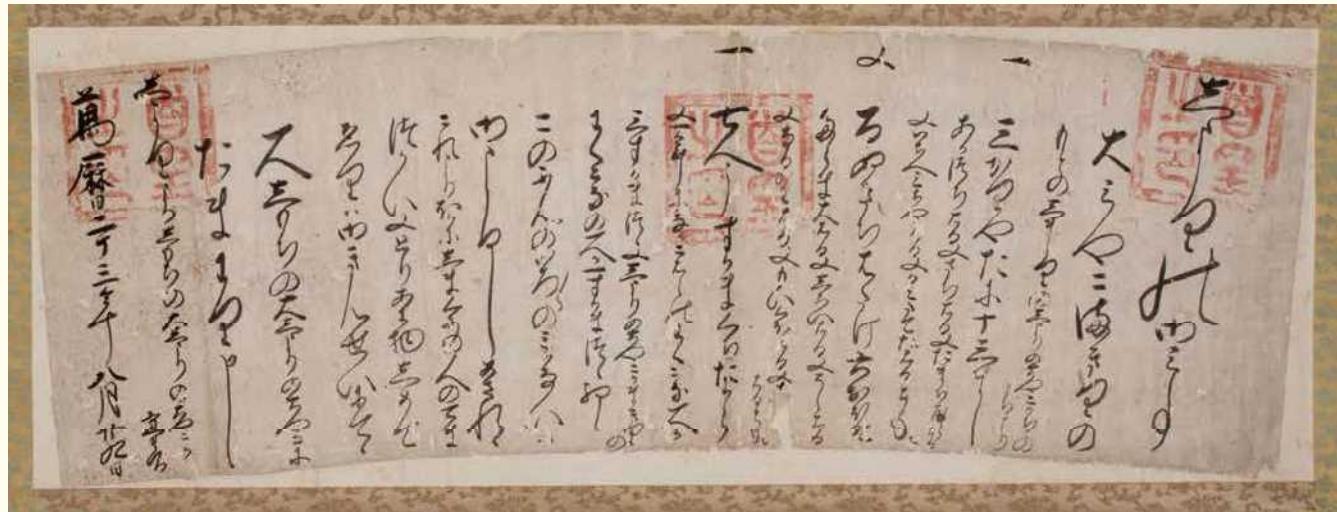


お父さんの辞令書を見たことがあるけど、それとは違って、いろいろなことが書かれているんだね。

首里王府と宮古の支配関係を知る上でも貴重な辞令書といえるね。



宮古が琉球国の一都だったことを示す辞令書



萬曆二十二年八月十九日

よりの御三事
大ニヤこまきうりの
もとのしよりのしましりの大やこから
うちより

一二かりやたに十一まし
あかつちはるメさちはる又たまちやらはる
又いちへミちやはる又か二たてたはるとも
百ぬきちはたけ六おほそ
たらま人はる又しろいはる又うしはる
又なるかわはる又いくほはる又
はるとも二

一
七人のすかまくちたわら

又一年になかこはらのわくこな一人か

二すかまつゝ又しよりの大やこかまき
わくこなの一人か一すかまつゝ給候

このすんのいろ／＼のミかないハ
御よるしめされ候

これよりほかにしまくにの人のてま

つかい又とりあわ物しめて
魚りハ御きんせいにて候
一人しもちの大しよりの大やこに
たまわり中候

よりよりしもちの大しよりのおおやこか
方へまいる

1595(万暦23)年に、首里王府から宮古島の下地首里大屋子へ発給した辞令書です。新たに下地首里大屋子に役地を与え、夫役の使用を認め、これらの分については税を免除するが、それ以外の夫役の使用は禁ずる内容となっています。

この辞令書の特徴は、文面が長いことから、3枚の用紙を継いで横長になっており、継目に

は「首里之印」の継目印が押されていることです。用紙は中国の画仙紙(唐紙)を使用しています。

薩摩が琉球に侵攻する1609(万暦37)年以前(古琉球時代)の首里王府と宮古島の関係、給地、土地の単位、夫役の内容、辞令書の形態などを知る上で貴重な史料です。



明治時代の文書なんだ。



明治36年まで、琉球や沖縄の農民は土地は自分のものではなかつたんだ。／＼全休の財産だったんだね。

県指定有形文化財(昭52.7.11)

勝連間切 南風原村文書

冊子68冊 地籍図29葉



琉球国の土地制度を示す文書類



琉球国は、1879(明治12)年の琉球処分によって沖縄県となりました。

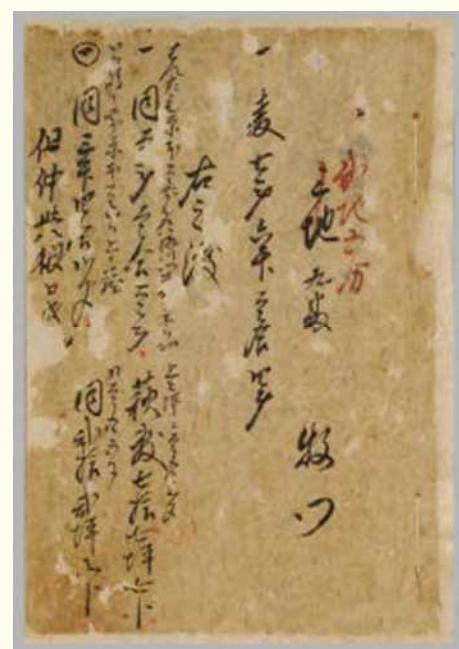
しかしながら、土地制度の近代化を目指す改革が本土よりはるかに遅れ、土地整理が完了したのは、1903(明治36)年のことです。それまでは、王府時代の土地制度が存続し、琉球独特の地割制が実施されていました。

うるま市勝連字南風原には、1887～1897(明治20～30)年に作成された地割関係の文書(冊子68冊、地籍図29葉)が保存されています。特に1896(明治29)年の地割関係文書は、従来の土地制度関係の史料には見いだせない情報が含まれています。地割が農村において実施された具体的な過程が記録されており、近世、近代の沖縄の農村制度を知ることが出来る重要な史料です。

(写真提供:①～②うるま市教育委員会)

①地籍図(部分拡大)(だれにどの土地が割り当てられ、どう使われているかを記した図)

- ・間切名と村名・方角・字名(現在の小字名)
- ・字の土地数・使用者の名前、住所・土地の等級
- ・地目(畠・田など)が記されている



②文書

割り当てられた土地の情報
(場所、等級、収穫量、種類、坪数等)が記されている。

仲村家文書

3通 (1)縦27.2cm 横37.1cm (2)縦26.3 横40.8cm
 (3)縦25.4cm 横37.9cm

首里王府は細かく指示していたんだね。



首里王府は琉球国が独立国として、薩摩が侵攻してくるまで、大きな権力を持っていたことを示しているんだ。



古琉球時代の北山地域の歴史を示す辞令書



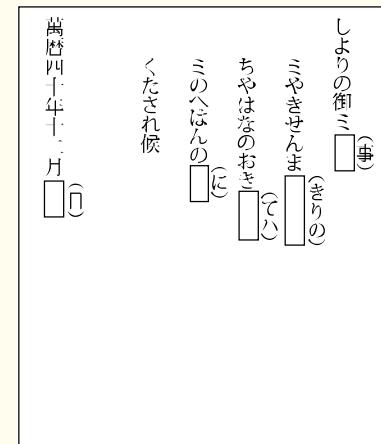
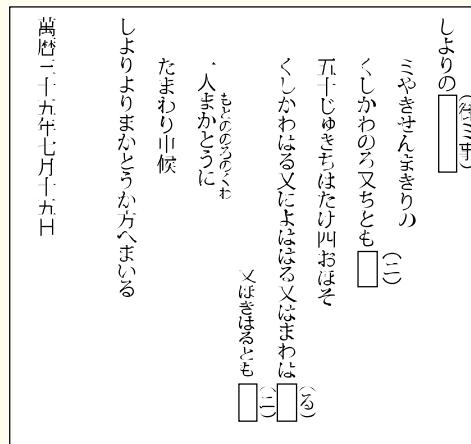
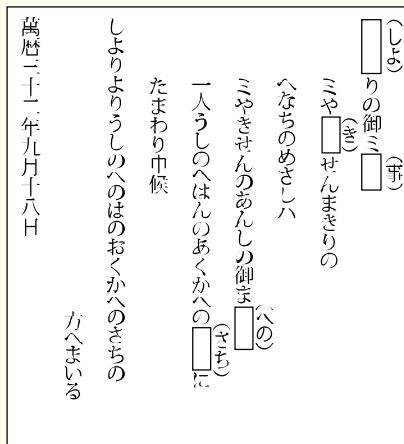
①今帰仁間切の辺土名地目差職補任辞令書



②今帰仁間切の具志川の職補任・知行安堵辞令書



③今帰仁間切の謝花捉職補任辞令書



仲村家文書は、本部町の仲村家に代々伝わる3通の辞令書で、万暦年間(1573~1620年)に発給されています。

1604(万暦32)年の辞令書は、丑の日番の赤頭のサチを今帰仁間切辺名地の目差に任命するもの、1607(万暦35)年の辞令書は今帰仁間切の具志川ノロ職と役地を元のノロの娘であるマカトウに与えるもの、1612(万暦40)年の辞令書は今帰仁間切謝花の捉職を巳の日番の者某(名前不明)に与えるものとなっています。

丑の日番や巳の日番とは、首里王府に仕える役人の隔日出勤の制度における勤務グループを示しています。また、自差や捉は地方役人のことです。これらの辞令書は、薩摩の琉球侵攻(1609年)前後に発給されています。辞令書の形式や内容を研究することによって、薩摩の支配下に入ることになる首里王府の地位や体制の変化を知ることができる史料として貴重なものです。

【引用】沖縄県教育厅文化課 1978年『辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会



伊是名島つて、
第二尚氏の
発祥の島によね。

この辞令書は国土から伊是名島の
首里大屋へあてたもの。当時の
税の仕組みや、面積などの単位を
表す方法を知る、ことができるんだ。
また行事の時に、ごちそうやお酒
などを税として出すように記されて
いたりするんだ。



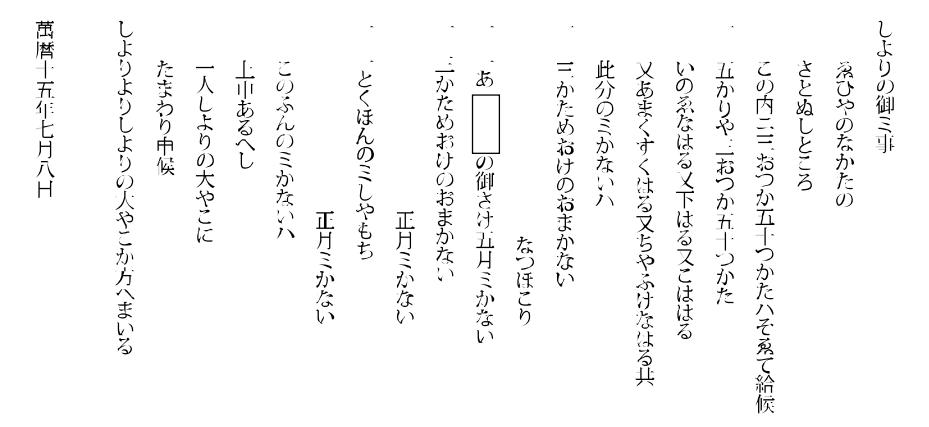
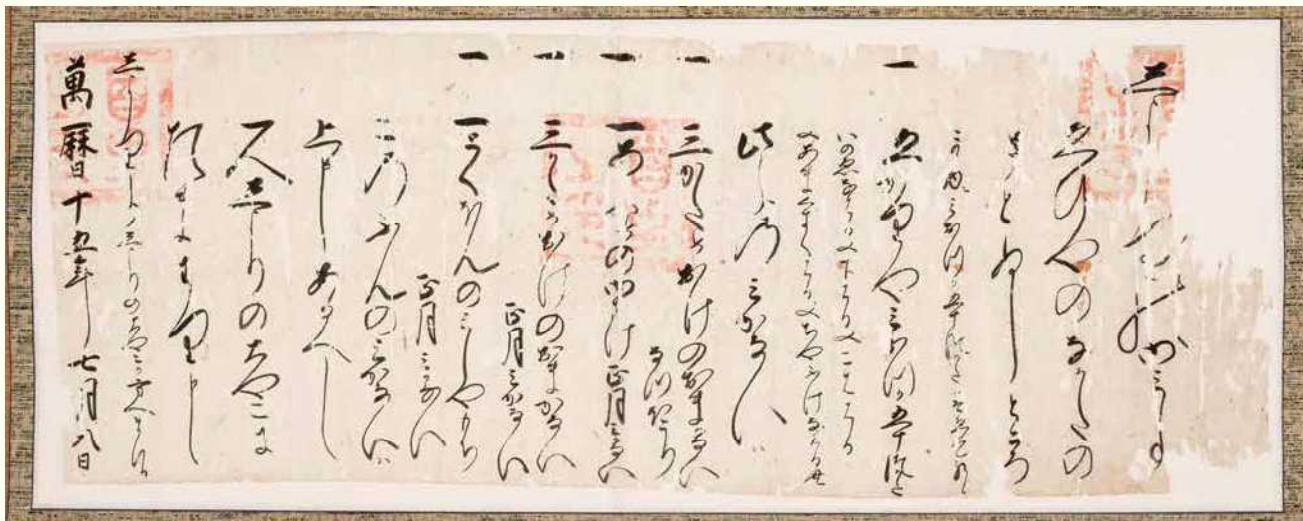
県指定有形文化財(昭53.4.1)

伊平屋島仲田の 首里大屋子への 辞令書

1通 縦29.3cm 横78cm



伊是名島と首里王府の関係性を示す辞令書



1587(万暦15)年に首里王府から伊平屋島仲田の首里大屋子へ発給された辞令書です。伊平屋は、伊平屋島と伊是名島を合わせた王国時代の行政区画名で、仲田という地域は、現在の伊是名島にあります。辞令書には、役職に任命する辞令書、役地を与える辞令書、ノロや大阿母と言った神女を任命する際に発給される辞令書等があります。

この辞令書は、首里大屋子に対し、役地で

ある「里主所」に、別の土地を加えて与えた時に発給されたもので、これらの土地に対する税についても記しています。

文面が長いために横長に2枚の紙が継がれており、「首里之印」が継ぎ目に押されています。薩摩が琉球に侵攻する(1609年)以前の給地の面積と税の内容などを知ることが出来る貴重な史料です。

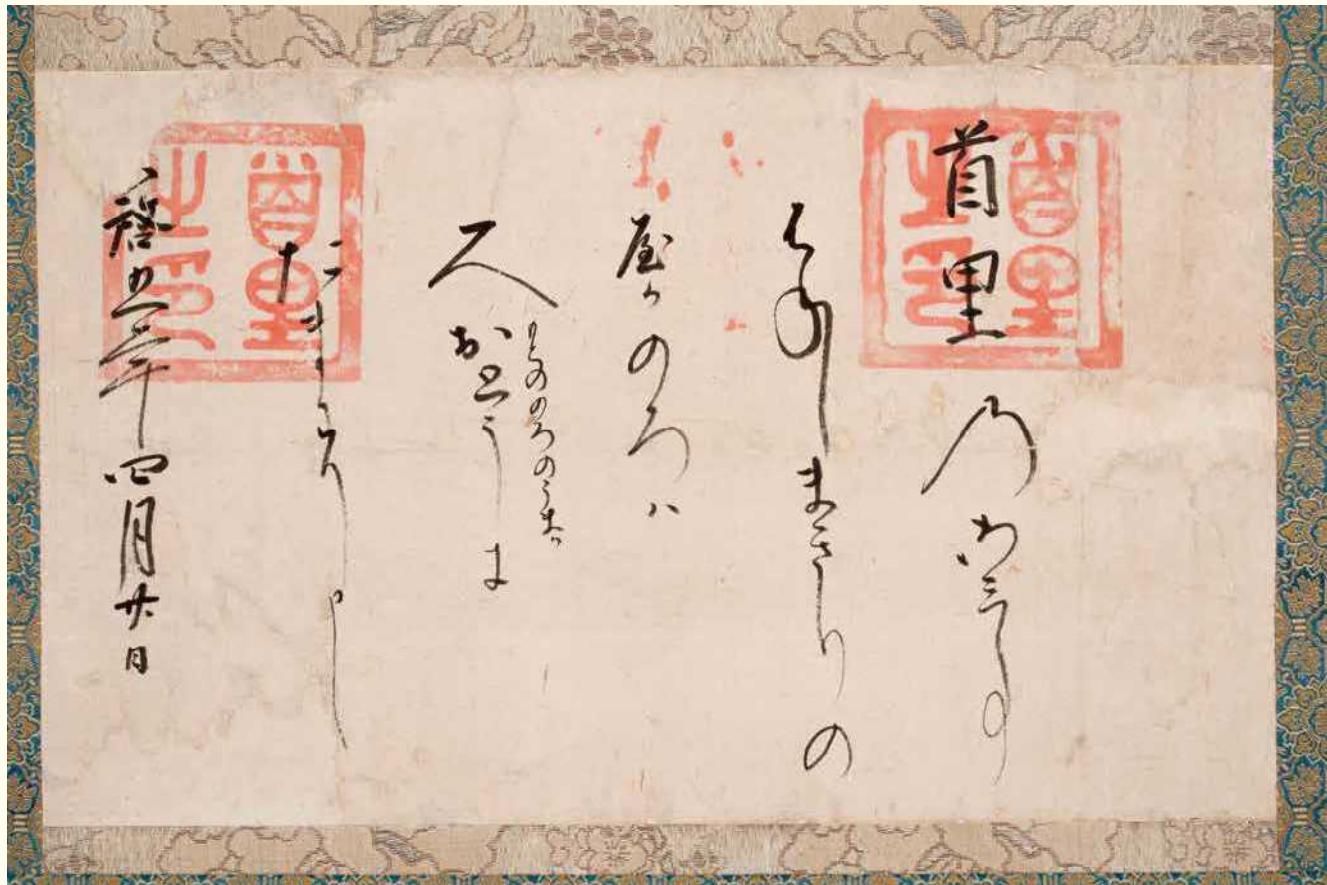
【引用】沖縄県教育庁文化課 1978年『辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会

【収蔵機関】沖縄県立博物館・美術館



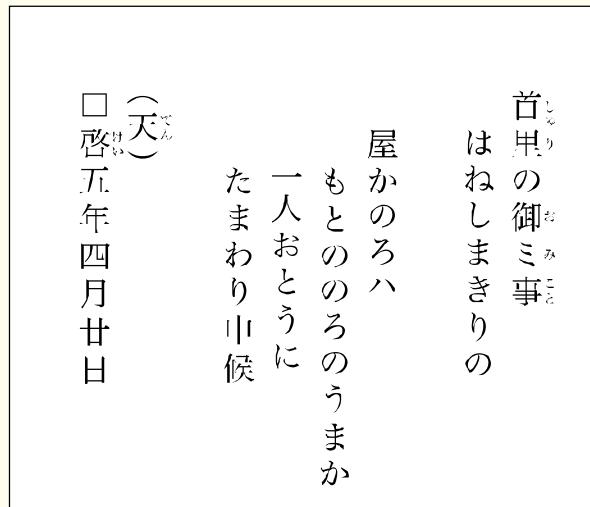
古文書

古琉球時代、神女の組織と首里王府の関係



1625(天啓5)年に首里王府から発給された屋我ノ口への辞令書で、羽地間切の屋我ノ口の孫を同地のノ口に任命することが書かれています。

ノ口(神女)へあてた辞令書で現存するものは、この辞令書と「仲村家文書」中の辞令書の2件だけで、古琉球における神女組織と王府との関係を知る上で貴重な史料です。





時代によって
表記が
変わるものだね。

辞令書は初期は「ひらがな表記」で、次に「ひらがなに漢字交じり表記」、そして「漢字表記」と変化していくんだ。



親里家文書

4通

(1) 縦28.8cm横39.8cm (2) 縦27.6cm横39.4cm
(3) 縦27.7cm横38.8cm (4) 縦26.4cm横35.8cm



宮古・多良間島における辞令書の移り変わり



(第1通)①大宮古間切の仲筋目差職補任辞令書

首里の御ミ事
大ミやこまきりの
中すしめさしハ
人いるい_{（す）}しめさしに
たまわり申候

崇禎四年九月二日



(第2通)②大宮子間切の仲筋与人職補任辞令書

首里の御ミ事
人宮古間切の
中すしむ人ハ
一人なかすしめさしに
たまわり申候

弘光元年八月十日

(第3通)③大宮古間切の多良間首里
大屋子職補任辞令書

首里の御美事
大宮古間切の
たらまのしより大屋子_{（ハ）}
一人中すしむ人に
たまわり申候

隆武二年八月廿八日



(第4通)④宮古間切の水納目差職補任辞令書

首里王府が宮古・多良間島の役人に発給した辞令書4通です。年代は1631~1652(崇禎4~順治9)年にわたっており、琉球の辞令書の古い形式を残しています。

琉球王府の辞令は、1667(康熙6)年に摂政だった羽地朝秀の政策で下級官職に対する発給を停止して以来、仮名まじり表記が漢文表記に改められました。また、受給者を限定する語句「一人」が消えるなど、受給範囲、形式、内容にも大きな転換がありました。

本資料はその転換期直前の辞令書です。

首里の御ミ事
大宮古間切の
水納めさしハ
人まさりに
たまわり申候

順治九年十月九日

県指定有形文化財(平14.1.18)



世界遺産の今帰仁グスクに残る歴史の生き証人



■山北今帰仁城監守來歴碑記(表)



■山北今帰仁城監守來歴碑記(裏 拡大)



■山北今帰仁城監守來歴碑記
拓本(表)



■山北今帰仁城監守來歴碑記
拓本(裏)

今帰仁按司第十世向宣謨(今帰仁王子朝忠)が、1749(乾隆14)年に建立したものです。山北城(今帰仁城)の監守は、尚巴志が山北を滅ぼした5年後の1416(永樂14)年に、第二子尚忠を派遣したことになります。尚真王代に第三子尚韶威(今帰仁王子朝典)が派遣され、以後その子孫(後の具志川御殿家)が代々監守を勤めますが、1665(康熙4)年七世從憲のとき監守の制度が廃止となります。監守でなくなつてからも城域での儀式は同家が行つてい

ましたが、1742(乾隆7)年、王府は郡民に城地を与え、儀式を行わせようとします。

碑文は三山時代の歴史から始まり、一世韶威以来の具志川御殿家と今帰仁城の関わりについて述べ、これを王府に説明して以前同様に城域の管理と儀式を司る許可を得たことが記されています。

この碑文は保存状態もよく、琉球国時代における地方監守の歴史を知る上で貴重な資料です。



文化財は、先人たちが残してくれた大切な財産ですので、保護することを第一に考えなければいけません。原状を維持し、傷がついたり汚損・破損したりしないように保管・保存することが求められています。

ここでは、古文書などの紙資料の修復についてお話ししましょう。紙は破れやすい上に、紫外線で劣化したり虫によって食べられたりもすることから、非常に繊細な文化財といえます。長い年月の間に汚損したり、虫害にあってしまった古文書類や書画などを保存するための作業の一つが修復です。

その作業ではまず、どの箇所を修復すべきかを丁寧に調べます。そしてどのような方法をとるかを検討します。それでは、修復はどのように行われるのでしょうか。

まず、資料の裏に和紙や布を張って補強する「裏打ち」があげられます。これは、紙のしわを伸ばす効果もあります。次は「漉きばめ」です。資料と同じような原料纖維を水でといてドロドロにし、欠損した部分に流し込んでそこに新しい紙をつくる方法です。「手直し」という作業もあります。風合いが似た紙を探し、欠損した部分にあてがって修復します。他の作業としては資料のシミを抜いたり、汚れを落とす「洗い」や、綴じられた資料を解体修復した後、改めて綴じ直すこともあります。

いずれにしても、非常に神経を使う、細やかな作業です。

文化財保護には、このような修復作業を行う方々の存在があることも覚えておいてくださいね。



修復予定の箇所を詳細に調査しているところ